

土木森林環境委員会会議録

日時 令和5年3月10日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時22分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 渡辺 淳也 山田 七穂 山田 一功
飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 飯野 照久 県土整備部理事 椎葉 秀作
県土整備部理事 小島 一男 県土整備部技監 秋山 久
県土整備部技監 若尾 洋一 総括技術審査監 舟窪 弘
県土整備総務課長 古屋 登土匡 景観づくり推進室長 内藤 広
建設業対策室長 雨宮 雄司 用地課長 佐原 淳仁
技術管理課長 守屋 修 道路整備課長 立川 学
高速道路推進課長 壺屋 嘉彦 道路管理課長 水口 保一
治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史 都市計画課長 五味 勇樹
下水道室長 宮下 喜樹 建築住宅課長 大澤 光彦
住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

議題（付託案件）

（令和4年度関係）

- 第32号 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例制定の件
- 第34号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第35号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第42号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計補正予算
- 第43号 契約締結の件
- 第44号 契約締結の件

（令和5年度関係）

- 第8号 山梨県環境保全基金条例中改正の件
- 第11号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件
- 第12号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第13号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 第20号 令和5年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第26号 令和5年度山梨県流域下水道事業会計予算
- 第29号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- 第30号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、まず、県土整備部関係、次に、林政部、環境・エネルギー部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午後2時22分まで県土整備部関係（途中、午前11時57分から午後1時00分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第32号 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第34号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（富士山有料道路管理費補助金について）

渡辺委員 県土3ページの道路整備課所管の富士山有料道路管理費補助金、9,496万6,000円について何点かお伺いします。説明では、ここに書いてあるとおり、富士山有料道路の通行を確保するため、道路公社に対して費用を助成するとのことですが、まず、

この事業の目的と支援対象について詳細にお伺いしたいと思います。

立川道路整備課長 本年、世界文化遺産登録10周年を迎える富士山を訪れる観光客の多くは、麓と五合目を結ぶスバルラインを利用することから、適切に道路の維持管理を行うことは必要不可欠だと考えております。

一方で、近年新型コロナウイルス感染症の影響を受け、料金収入が著しく減少しており、利用者の安全を確保するために必要となる道路修繕費等の管理費の確保は非常に困難な状況でございます。県では、道路を管理する県道路公社に対して、除雪などの路面管理や道路施設の管理に必要な経費に限定した費用の助成を、昨年、一昨年と行っているところでございます。支援対象は、必要最低限の経費から料金収入を差し引いた額としているところでございます。

渡辺委員

コロナ禍に突入した時は不要不急の外出を控えるようにという行動規制がかけられましたので、利用者数が激減し、道路公社にとっても大変な状況にあるということで、当時の出資法人の委員会の調査対象になっていましたので、私の方から通行台数が減っても、除雪や道路の損耗に対する修繕などにかかる経費はありますし、それを放置するわけにもいきませんので、ぜひ県土整備部から道路公社に対して支援をとという質問をさせていただいた記憶もあります。それを受けて、当時、確か2億円を超えるような支援金が予算計上されたことを記憶しております。そんなこともありまして、答弁にもありましたように今年は富士山世界文化遺産登録10周年です。しっかりと道路公社を県土整備部としても支援していただいて適切な道路の維持管理に努めていただきたいと思います。

一方で、いよいよコロナから3年が経過して、ワクチン接種、国や県の観光支援施策なども含めて、限定的ではあるものの、観光客が戻りつつあり、スバルラインの通行台数がふえてきていることは地元としても認識しています。そこで、地域の重要な観光道路である富士スバルラインの通行台数及び料金収入について、コロナ前と比較して、現在どの程度回復しているのか、お伺いしたいと思います。

立川道路整備課長 前年度と比べ、確かに回復傾向にはあります。今年の4月から12月の通行台数と料金収入は、コロナ前の令和元年度と比較すると、通行台数は約6割、また、料金収入は約3割程度の回復状況であり、依然厳しい経営状況になっているところです。通行台数に比べ料金収入が伸びていない最大の要因は、インバウンド観光需要の回復の遅れにより、比較的通行料金の高い大型観光バスの利用がふえていないことが要因の一つではないかと考えております。通行台数を車種別に見ますと、コロナ前の令和元年度に対して、普通車が約9割まで回復したのに対し、大型観光バスは特大車区分になりますが、8%程度にとどまっている状況でございます。

渡辺委員

地元の感覚でも、コロナが大分収まってきて第8波も収束傾向にあるという中で、国内観光客はコロナ前に戻ってきていると感じている一方で、答弁にもあるように、インバウンドの、特に団体の観光客の戻りはまだまだコロナ前に比べて戻っていないと感

じています。特に中国系の観光客がコロナ前は特大バスを何台も連ねて富士山に来ていたので、そういった方々がまだ戻ってこないという中で、通行料金の収入は厳しい現状にあると思いますので、ぜひ引き続きの支援策をお願いしたいと思っております。

一方で、国の全国旅行支援などの観光支援策や、県でも山梨割というような観光支援策を打ち出していただいておりますが、道路公社としても、そういった観光施策を基礎としながら、みずから通行台数、料金収入をふやしていく努力も必要になってくると思っております。

そこで最後に、富士スバルラインにおいて、ポストコロナに向けた反転攻勢に資するような利用促進施策を今後どのように考えていくのか、お伺いしたいと思います。

立川道路整備課長 県道路公社では昨年度、観光部局の協力も得ながら、富士スバルライン利用促進検討会を設け、スバルラインを利用した観光の魅力発信についての取り組みを始めております。さらに今年度は、富士山五合目の関係団体と一緒に、御来光や雲海などの幻想的な風景やスバルライン沿線の潜在的な魅力についてプロモーションを行うことをしております。その一つの例として、昨年10月にインスタグラムを活用したフォトコンテストを実施しました。多くの作品の応募があり、富士山世界遺産センターで展示会も開催したところです。今後もこういったSNSなどを活用した情報発信を積極的に進め、スバルラインの利用促進につながる取り組みを行っていきたいと考えております。

山田（一）委員 関連で、今は違うかもしれませんが、私が議員になったころは、道路公社は、わかりやすく言うとドル箱というか、相当の財源をお持ちだったと思います。国から補助金がいただけることはありがたい話ですが、これまで積み増した利用料収入の基金は今のぐらい残っているのですか。

立川道路整備課長 金額につきましては現在手元に資料がないので答弁できませんが、スバルラインは、道路特措法に定められた維持管理有料道路です。利用者からいただいた料金は、基本的には必要な道路管理をするために支出しています。その収入が減少している中、利用者の安全・安心を確保するための維持管理に足りない部分については交付金を活用させていただいております。公社の貯金については、災害などの突発的な道路管理に必要な修繕費用に充てることを考えているところです。

山田（一）委員 なぜそういう質問をしたかという、当時、雁坂トンネルが、約3億円の収入で、2億円の維持費をかけて、約1億円の収支差額が出ていたが、国の返済金の期限が10年と短いので、結果として、毎年度補填をしていかなければならなかったときに、スバルラインが相当の金額を積み増していたので、その流用をしたらどうだと当時の横内知事に、私が発言したことがありました。そのころは、会計が別だから相互に融通ができないということでしたが、使い道について、課長から今、話があったので、そういう質問をさせていただきました。

（土木管理費の給与費補正について）

次に、先ほどの部長の説明で県土1ページの土木管理費の一般分の補正額が3,691万4,000円で、県土2ページの国庫補助金返還金で説明がされていますが、給与費分の補正額1億574万円強は、どこを見てもないので、どこの分なのか教えていただけませんか。

古屋県土整備総務課長 給与費につきましては、当初予算要求後、人事異動などの要因によって足りなくなった予算の過不足を要求しています。今の委員の質問の土木管理費の給与費分1億574万7,000円については、職員給与費トータルとして記載し、補正をする形になっております。また、各事業課の事業については、それぞれの事業課の公共事業費等で負担をしているので、そちらに載ってくる形になっております。トータルとしてこの職員給与費の額を給与費分として補正し、ここへ載せているということになります。

山田（一）委員 なぜそういう質問をしたかというのと、他の部でもそれぞれ給与費を減額補正あるいは増額補正していますが、県土整備部は工事が多いので、知事がいっぱい予算を取ってきて、設計も含めて職員がこなさなければならない残業が増額になっているのだらうと思います。給与費は、総額5%ぐらい多めに当初から計上しているはずなので、1億円と金額が多かったので、丁寧な説明を個別にさせていただかないと2,000万円とかいう数字ではないので、今、これだけ工事があれば、県の職員は相当大変なことはわかりますが、金額も大きいので、そういう質問をさせていただきました。

古屋県土整備総務課長 現員現給の形で、どうしても差が出てきたり、その後の異動もありますので、それらを適切に反映させていますので、ぜひ御了承いただければと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第42号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第43号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第44号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第11号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第12号 令和5年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（洪水ハザードマップ作成事業費補助金について）

皆川委員

当初予算課別説明書の県土21ページ、洪水ハザードマップ作成事業費補助金についてお伺いします。最近、自然災害が多発しています。NHKでやっていた南海トラフ巨大地震の動画を見て洪水が恐ろしくなりました。自然災害が非常に多くなっている状況で、災害による被害をどのように軽減していくかを考えなければならない中、一つの手段としてハザードマップが大変重要な役割を担っていると思います。来年度当初予算におきまして、洪水ハザードマップ作成にあたっての補助金が計上されていますが、この補助金の詳細について、まずお伺いしたいと思います。

蛭原治水課長 県では、洪水が起きたときの浸水の範囲や深さにつきまして、コンピューターによる氾濫の解析を行い、浸水想定区域図を作成しています。市町村では、県が作成した浸水想定区域図をもとに、避難所などを記載したハザードマップを作成し、各戸に配布するなど、浸水被害のリスク情報を周知しているところです。県では、本年度に桂川をはじめとする3河川について、水位周知河川に指定することとしており、新たに氾濫解析を行い、浸水想定区域図を作成しています。また、令和3年に水防法が改正され、より身近な小河川についても、浸水想定区域図を作成することとなり、本年度末には138河川で浸水想定区域図を新たに公表する予定です。県の新たな浸水想定区域図の作成を受け、来年度以降、市町村は独自に洪水ハザードマップの新規作成や改定を行う必要があります。本事業は、新たな浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成する市町村が行うデータ作成や、住民に配布する印刷物などの経費に対し、国と県で3分の1ずつ、合計3分の2を助成するものです。

皆川委員 浸水想定区域図は県でつくって、それをもとに市町村が具体的なハザードマップを作成する。作成する主体は市町村で、県は指導するってことですね。来年、具体的にどこの市町村がいつやるのかなど決まっているのか教えてください。

蛭原治水課長 現在県内では、富士川とその沿川において、国中地域の14市町で洪水ハザードマップが作成・公表されているところです。先ほど申しあげました水位周知河川の追加や、小河川での浸水想定区域の新たな指定に伴い、令和5年度については、上野原市、山中湖村で新規作成に向けた作業を進めることとしております。また、甲府市、中央市、昭和町、富士川町におきまして、改定の作業を計画しており、本事業はこれら6市町村のハザードマップ作成経費を助成することを予定しております。

皆川委員 ハザードマップには、どこへどう避難するのかという避難路や、避難所が具体的に書いてあるのですか。

蛭原治水課長 県では、まずコンピューターで、どのように洪水が広がるかなど、深さについての図面を作成します。その具体的なデータを市町村にお示しし、それをもとに避難所や避難路、あとは警察や消防などの危機管理の場所を記入し、印刷物にしてお配りします。そうしたものについてハザードマップと呼んでいます。

皆川委員 ハザードマップは、液状化現象が起きた場合は想定しているのですか。

蛭原治水課長 私が知る限り、甲府市のハザードマップについては、浸水の範囲や土砂災害警戒区域などの2つのリスクについて、現在作成しております。液状化についてハザードマップにしているかどうかは承知していないところでございます。

皆川委員 土砂災害のほうは砂防課でつくるのではないのですか。

蛭原治水課長 治水課で浸水の状況について甲府市に情報提供します。また、砂防課でも、そういった調査を行っておりますので、その情報を甲府市に提供します。甲府市は、治水課から提供した情報と砂防課から提供した情報を合わせて図面にして、ハザードマップでお配りするという段取りです。

皆川委員 土砂災害の場合は、砂防課と協力しながらつくっていくということですね。液状化についてはつくれないということですね。でも、甲府市の中心のほうは液状化現象が起きる可能性があるのです、そちらのほうはむしろ怖いぐらいですので、そこまでしっかりやって、つくれるようにしていただきたいと思います。

（盛土規制法規制区域指定基礎調査事業費について）

渡辺委員 県土35ページ、都市計画課所管の盛土規制法規制区域指定基礎調査事業費、5,148万円について何点かお伺いします。静岡県熱海市で起きた土砂災害を受けて制定された盛土規制法に基づく基礎調査だと思いますが、たしか12月の議会のときに、林政部で同じような事業をやっていたと思います。盛土規制法に基づく規制区域指定基礎調査事業費ということで、質疑もいくつかあったと思いますが、それと、どのような関係にあって、今回この予算を計上されたのか、初めにお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 この盛土規制法は、おっしゃるとおり、熱海市の災害を受けて制定された法律になります。これは、国土交通省と農林水産省の共官法となっており、法の施行にあたっては、宅地や農地、森林等の土地の用途にかかわらず、両者がしっかり連携してやっていくことになっております。この基礎調査におきましても、支援制度も両省に設けられています。そうした中で、林政部と協議・調整して、令和4年度の補正で林政部が基礎的な資料の作成を計上して、令和5年度の当初予算で県土整備部が同じく国から補助を受けて、その基礎的資料の成果をもとに、詳細な区域の設定を行うということで計上しているものです。

渡辺委員 行政の縦割り感を感じるころではありますが、ただ、林政部には林政部の、県土整備部には県土整備部のやることはあると思います。基礎調査の内容について、林政部でこういったことをして、県土整備部で今回の事業費を使って基礎調査はどのようなことをするのか、詳細について改めてお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 基礎調査につきまして、内容をまず説明させていただきます。国が示した基礎調査の実施要領に基づき、既存の土地利用情報や地形のデータのほか、災害が発生しやすい地形や地質情報を収集し、これらの情報データを重ね合わせ、危ない区域を抽出します。その上で、抽出された区域から災害の発生のおそれがない区域を除外して、その後、地形的状況等を勘案した上で、規制区域を指定するために必要となる資料の作成を行います。林政部で行う作業としましては、既存の土地利用上のいろいろなデータを重ね合わせて区域を抽出するところまでです。その後、その資料に基づいて、必要のないところを除外するなど、細かい線を決めていくことを県土整備部で引き続

きやっていくという役割分担になっております。

渡辺委員 あれだけの被害が起きた熱海市を教訓にして、本県で同様の災害被害が起こらないように、しっかり林政部と県土整備部で協力しながら基礎調査を進めて対応策を検討していただきたいと思います。

最後に、こういった基礎調査をして、規制区域を特定するために作業を進めていくと思いますが、今後、こういった取り組みを具体的に行っていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 この基礎調査で作成した資料に基づき、規制区域の指定をします。規制区域の指定に向けては、関係市町村等の意見を聞いた上で、隣接都県との調整を行いながら進めていくこととなります。さらに制度の運用にあたっては、新たに規制をかけることとなりますので、この法律が有効に機能するように、規制内容について、土地の所有者や事業者はもちろん、地域住民に対しても十分に周知を図っていく必要があると考えております。

（流域治水対策推進事業費について）

山田（七）委員 県土20ページの流域治水対策推進事業費についてお伺いします。水災害リスクの高まりに対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減させ、流域治水対策について県民や企業に対し普及啓発を行うとありますが、今、山梨県で水災害リスクのある流域はどのくらいを想定しているのですか。

蛭原治水課長 まず、河川改修につきましては、ある一定規模、例えば50年に1度の雨とか、そういった目標を設定して改修を行っています。ということは、50年に1度の雨を超えた場合、例えば100年に1度の強い雨が降った場合は、当然あふれてしまいます。そういったことからすると、絶対に安全という河川はないと承知しています。

そういった中で、県ではまず、南アルプス市の横川、甲府市の濁川と鎌田川、忍野村の新名庄川の4つの流域をモデルと定め、流域治水を推進しています。昨年末に、南アルプス市の横川でアクションプランを作成しました。今後、先ほど申し上げましたとおり、治水に対して絶対はないので、そういったリスクを承知する中で、流域の安全・安心を担保できるように取り組んでいきたいと考えております。

山田（七）委員 4流域あるうちの南アルプス市の横川で計画ができて、他の3つはそういったものを参考に今後つくっていくということですが、横川に関しては、流域対策推進委員会みたいなものが核となって、県民や企業に対する普及や啓発をしていくということによろしいですか。

蛭原治水課長 まさに御指摘のとおりで、河川管理者独自、例えば市役所独自ではよい対策ができないということで、南アルプス市の所管関係課、県庁においても、当然、県土整備部を初め、防災危機管理課、農政部含め、関係する課で検討委員会をつくっています。

先ほど申し上げたアクションプランですが、山梨県が作成ということではなく、その検討委員会で作成したもので、年単位で、成果を確認しながら検討委員会を開催し、進捗の確認をしていきたいと考えております。

山田（七）委員 普及啓発が大事だと思いますが、アクションプランの中に、調整池を作るなど行政がどうしてもやらなくてはならないことに対して、何か具体的な取り組みはあるのですか。

蛭原治水課長 アクションプランの中に大きく3つの取り組みがありますが、その中の一つの柱の中に、洪水をあふれさせないという施策がございます。その中で、河川改修につきまして、県が管理する一級河川や、それに注ぐ市町村が管理する水路について、計画を実行していきます。横川につきましては、下流のところには伏せ越しという河川構造物をつくることになっておりますので、そういった計画について時間軸を用いて定め、お示ししているところでございます。

山田（七）委員 今のところ、県内4つの流域で、南アルプス市の横川流域治水検討会が具体的に対策をつくったという中で、このモデル地域がしっかりとした取り組みをすることによって他の3つの流域や、まだまだ他にいっぱいある、これから流域治水をやっているという地域が、スムーズにアクションプランをつくって流域治水に関してしっかりと取り組みができると思うので、ぜひ県も、企業に任せきりではなく、しっかりとサポートできるような体制をつくっていただいて、県内全域で流域治水を進めていただけることを期待して質問を終わらせていただきます。

（やまなし土木施設環境ボランティア推進事業費について）

飯島委員 県土4ページのやまなし土木施設環境ボランティア推進事業費、315万2,000円についてです。快適で美しいまちづくりを推進するため、ボランティア団体等が主体性をもって、県管理道路・河川・公園の美化活動を推進するとのことですが、清掃活動などをするボランティア団体に助成するという私の解釈でいいですか。

古屋県土整備総務課長 まさに委員のおっしゃるとおり、そうした活動をする団体への支援でございます。

飯島委員 そうすると、こういう団体はかなりいると思います。ただ、予算が限られていますので、対象となる団体を決める選考基準、資格などはあるのでしょうか。決定に至る過程はどうなっているのでしょうか。

水口道路管理課長 環境ボランティアの要件は、例えば県道であれば、県道区間をやっていただければ人数の制限はございません。対象区間道路は延長約100メートル以上。県の施設でいけば200平方メートル以上など、おおむねそのような要件をつけてございます。

飯島委員 この補助金をいただくための応募要項みたいなものはあるのですか。

水口道路管理課長 ホームページにも載っておりますが、出先の各建設事務所が窓口になっておりますので、そちらに問い合わせをいただければ対応できる形となっております。補助内容につきましては、例えば草刈りに必要な鎌や、ごみ袋の配布など、あと作業上事故があったときの保険となっております。

飯島委員 現在、対象の団体は何件ぐらいですか。

水口道路管理課長 令和4年度につきまして、103団体に参加いただいている状況です。

飯島委員 まちがきれいになることはとてもいいことなので、こういう活動に補助が出ることはとてもいいことだと思います。いろいろな団体に宣伝したいと思っています。

（都市計画審議会費）

次に、県土35ページ、都市計画審議会費116万8,000円について伺います。そもそもこの都市計画審議会の定義をお願いします。

五味都市計画課長 都市計画審議会は都市計画法で定められており、都市計画に関することを諮って都市計画決定をする委員会です。

飯島委員 私の記憶に間違いがなければ、以前、私は委員だったと思います。違いますか。

五味都市計画課長 改選があつて、飯島委員は違います。以前は委員でした。

飯島委員 なぜそんなことを聞いたかという、交代だから辞めたくないということではなく、人事の改選がはっきりしなくて、最近案内がないという思いでいたので、変わったよと通知してくれたかもしれませんが、この委員会のマターですから、審議会の議事録の報告は今までなかったと思いますが、ありましたか。それをお伺いします。

五味都市計画課長 ホームページ等では会議録を公開しますが、委員の方々には、その場で出席いただいて、いろいろな意見いただいているので、特にお配りはしてないです。

飯島委員 今、いろいろなやり方があるので正解はないと思いますが、せっかくの委員会なので、就任する委員には一生懸命やってもらいたいし、先ほど申し上げた議事録はホームページに掲載しているかもしれませんが、義務はないかもしれませんが、やっぱり所管の土木森林環境委員会に報告した方がより丁寧かと思いますが、どう考えますか。

五味都市計画課長 基本的に、土木森林環境委員会と都市計画審議会は別と考えております。この土

木森林環境委員会の委員の方ということですか。そうではなくて、審議会の委員の方に議事録を配布するというのでしょうか。

飯島委員　この委員会で議論する課別説明書に出ているということは、この委員会のマターですよ。だから委員個人ではなく、委員会にも報告したほうがベターではないかと申し上げます。

五味都市計画課長　他の事例も参考にさせていただいて、もしそういうことをやっていけば、私個人の判断ではできないですが、確認はしておきたいと思います。

飯島委員　この場で決めるということではなく、検討していただきたい。そのほうがベターではないかということをお願いします。

（アスベスト飛散防止対策事業費について）

次に、県土43ページのアスベスト飛散防止対策事業費200万円についてです。私の身近でも民間の人で建て直しをして、スムーズにできて問題はありませんでしたが、解体業者が来てアスベストが入っているらしいということでした。アスベストがあるだけで解体費用がかなり膨らんでしまって困窮している人がいるので、こういう制度はとていいと思います。

民間建設物とは、例えば病院や保育園など、そんなイメージでしょうか。

大澤建築住宅課長　市町村が補助制度を設けていまして、そこへ県が補助をするスキームになっております。基本的には、多数の者が利用する民間建築物なので、具体的には委員がおっしゃられたような不特定多数の方が利用するものと考えてございます。

飯島委員　窓口は市町村で、県として対象者についての縛りはなく、ある程度市町村の裁量に任せているということですか。

大澤建築住宅課長　対象は民間建築物で、民間の方がアスベストを除去するときに補助するスキームで、実施主体は市町村でございます。その市町村が補助をする額の半分ということで、県がそこに補助することになっております。

飯島委員　この取り組みは、どのぐらいやっているのですか。

大澤建築住宅課長　平成19年からやってございます。実績はあまり多くなくて、平成19年から平成20年はあったようですが、平成23年から26年の実績の報告はあまり出ていないと承知してございます。

飯島委員　アスベストがあるとわかった時点で、解体を希望する施設は費用が膨らみます。大勢が使う民間の施設も、もちろんいいと思いますが、関東大震災級の地震が、この後

20年間の間に来る確立は80%ぐらいと言われていて、倒壊して飛沫が発生してアスベストの被害を考えたら、民間の不特定多数が利用する公共施設だけでなく、一般の家庭にもこういう制度が適用されたほうがいいと思いますので検討していただきたいと思います。どう思いますか。

大澤建築住宅課長 委員の御指摘のとおりと承知してございます。多数の者が利用するというので、定義につきましては市町村とも話し合い、なるべく広く解釈できる形で、市町村と情報共有していきたいと考えてございます。

飯島委員 とてもいい制度だと思いますので、もう少し裾野を広げて、喜ぶ人がふえると県民が豊かさを感じる施策になると思いますのでよろしくをお願いします。

（二拠点居住推進空き家活用事業費補助金について）

最後に県土の47ページ、二拠点居住推進空き家活用事業費補助金の廃止の理由は何でしょうか。

久保住宅対策室長 今回の当初予算は骨格予算でございます。政策的な予算につきましては6月補正以降に、必要な予算を計上する考えです。

飯島委員 とりあえず廃止だけれども、決まりではないということですか。

久保住宅対策室長 今後、関係者と議論しまして、必要な予算につきましては計上していく考えでございます。

飯島委員 骨格予算だからいろいろやりくりもあると思いますが、県は施策として二拠点居住を推進しているのに、この補助金を廃止することに違和感があったので伺いました。それは骨格予算だからということでしたら、今後、期待しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第26号 令和5年度山梨県流域下水道事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第30号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第3号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（自転車走行環境の整備について）

飯島委員

私は武田神社の少し先に住まいがあり、そこから県庁に通勤していますが、最近、武田通りで、車道の歩道側に青い羽根みたいな印が並んでいて、とても目立つので聞いたところ、自転車活用推進計画を閣議決定して、それに関係する県の施策ということで、自転車走行の安全を図るためとお伺いしました。

そもそも、これは何という呼び名で、目的は何なのかお伺いしたい。

立川道路整備課長

矢羽根型路面表示と申しまして、弓矢の矢羽根の形をしています。目的ですが、委員がおっしゃったとおり、自転車の通行の位置と進行方向を明示して自転車の安全な通行を促すとともに、自転車の利用者だけではなく、ドライバーに対しても、車道の自転車の通行位置を知らせることによって自転車の通行ルールを示して、自転車の安全な走行を確保したいという、法定外の路面表示になります。

飯島委員

自転車が右側通行してきて、運転していて危ない感じがよくあるので、自転車はあくまでも左側通行だよということも指導しながら、一方で、ドライバーにも、これから季節が良くなると自転車も多くなるので、自転車の走行位置を知らせるという趣旨はとても大事だと思います。

ただ、武田通りはそんなに広くないので、矢羽根型の青いマークは結構幅が広くて50センチメートルくらいある。そうすると、中学生や高校生が自転車で通勤している姿をよく見ますが、友達と2人で併走してしまう。車を運転していると場所も取られるし、センターラインを超えてしまう場合もあるんですよね。車道の幅に応じて矢羽根型を掲示するのかということも考えたほうがいいのかと思います。現実的には、車道の幅が広い、狭い関係なく、安全走行のためということでやっているという

ことでいいですか。

立川道路整備課長 委員おっしゃるとおりで、先ほどお答えしましたとおり、法定外の路面表示ですから、自転車が通行する方向、自転車がここを通行しますよという行為を路面で表しているだけで、自転車の通行帯ということではなく、自転車は車道の左側を通行してくださいという表示ですから、矢羽根の上を車が踏んではいけないかという、そうではなくて、自転車に気をつけながら車の運転もお願いしますという表示だと思っています。あと、矢羽根の幅ですけども、統一的な路面表示になっていますので、道路の幅員に応じて狭く、広くということは、今のところ考えてございません。

飯島委員 国土交通省の決めもあったりして、マークは全国一律だと思いますが、趣旨はともいいと思います。ただ、今の説明でおっしゃったように、私もそう思ったんですが、自転車専用の通行帯みたいに思ってしまうので、今も周知をされていると思いますが、これからも周知していただきながら、矢羽根だけでなく、自転車は左側通行ですという文字の表示もあれば、わかりやすいと思います。今、県内でどのぐらいやっているのでしょうか。

立川道路整備課長 今、手元に県内のすべての資料がないのですが、甲府市内では、今年度は延長で7.7キロメートルぐらいの矢羽根を整備しております。昨年は9.7キロメートルですから甲府市内で今17キロメートルぐらい、特に駅周辺や通勤通学で自転車の多い路線を優先的に整備しているところでございます。

飯島委員 自転車に乗っている若者も、優先道路だと思って、季節もよくなって、さらにスピードを出して友達と2人、3人で併走するとなると、逆に危険性が増すので、その辺の周知・指導、警察も関係するかと思いますが、徹底していただきたいと思います。いかがでしょうか。

立川道路整備課長 平成29年に自転車活用推進計画が閣議決定され、その後、山梨県の自転車活用推進計画を作って、現在、第二次計画に突入しているところですが、自転車活用推進計画の中でも、委員のおっしゃるとおり、交通管理者も含めて、マナーの周知などの教育活動も取り組みとして挙げており、現在進めているところでございます。

飯島委員 例えば免許証の書きかえなどの場面で、運転する人が集まる場所で話すとか、あと、よく見るのは、朝、保護者たちが横断歩道で旗を持っているいろいろやっていますよね。そういう人たちにも、この矢羽根表示はこういう意味だよということを教育委員会が学校か所管はわかりませんが、そういうことを徹底することが大事だと思います。だから、県土整備部に限らず、皆さん道路を使うわけですから、いろいろな方向から意味と正しい使い方を徹底していただきたいと思います。

立川道路整備課長 まさにおっしゃるとおり、この自転車活用推進計画は自転車の走行環境を整備す

るだけではなく、教育面などのソフト面も計画の中に盛り込んでやっております。関係者が常にそういう機会を捉えて徹底をしていきたいと考えております。

その他 ・ 3月13日に林政部、環境・エネルギー一部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄